

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

- 1 日時  
平成29年3月17日（金曜日）  
午前10時2分開会、午前11時52分散会  
（うち休憩 午前10時20分～午前10時21分、午前10時29分～午前10時32分、  
午前10時47分～午前10時48分）
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、  
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
柳原担当書記、竹花担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記
- 6 説明のため出席した者  
商工労働観光部  
菊池商工労働観光部長、新屋副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、  
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、鈴木商工企画室企画課長、  
高橋経営支援課総括課長、押切産業経済交流課総括課長、  
高橋産業経済課地域産業課長、平井観光課総括課長、  
高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、工藤雇用対策・労働室労働課長、  
高橋ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、  
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長
- 7 一般傍聴者  
2名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 商工労働観光部関係審査  
(請願陳情)
    - ア 受理番号第37号 平成29年度岩手地方最低賃金改正等についての請願
    - イ 受理番号第42号 2017年度最低賃金引き上げに関する請願
    - ウ 受理番号第43号 実効性ある残業上限規制とインターバル規制の実現を求める  
請願
  - (2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第37号平成29年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び受理番号第42号2017年度最低賃金引き上げに関する請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○工藤労働課長 受理番号第37号平成29年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び受理番号第42号2017年度最低賃金引き上げに関する請願について参考説明を申し上げます。

お配りしております参考資料の1ページをごらんください。初めに、参考資料の1ページの1にあります地域別最低賃金の決定方法につきましては、本県においては岩手労働局長が最低賃金法に基づき地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。岩手地方最低賃金審議会については、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各5名で構成されております。また、労使代表の委員の任命に当たっては、労働組合または使用者団体に対し、候補者の推薦を求め、推薦があった者のうちから任命していると伺っております。なお、審議会は公開することにより率直な意見交換、または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には非公開にしていると伺っております。

次に、資料の2にあります本県の最低賃金の状況についてであります。1ページの2でございます。地域別最低賃金の審議に当たっては厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。

地域別最低賃金の表示単位は就業形態の多様化などの観点から、平成14年度から時間額表示に統一されております。その引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じてA B C Dの4ランクに分けられており、東京都、神奈川県等はAランク、岩手県ほか16県はDランクに位置づけられております。現在施行されております本県の地域別最低賃金は716円、全国平均では823円、最高額は東京都の932円となっております。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対し年間を通しての周知や指導を行っているほか、最低賃金額改定後には、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのこととあります。

次に、お配りしております資料の2ページをごらんください。この3にあります最低賃金の引き上げのための中小企業支援策については、厚生労働省と中小企業庁が連携して最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給などによる支

援を実施しております。また、昨年8月から最低賃金の引き上げを行った企業を対象とする業務改善助成金制度について拡充が図られたところでございます。

中小企業に対する代金の買いたたきや支払い遅延等の防止についてであります。中小企業憲章において、公正な市場環境を整えることを基本原則に掲げ、支払い遅延対策等を進めることとしており、請負代金支払い遅延等防止法に買いたたきの禁止及び下請代金の支払い遅延の禁止について規定されています。また、中小企業庁からの委託事業により、公益財団法人いわて産業振興センターが下請かけこみ寺を設置しており、中小企業への相談対応や弁護士による紛争解決を行っているところでございます。

県においては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通して最低賃金の引き上げにも反映されるよう努めているところでございます。

以上で参考説明を終わります。

○高橋但馬委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 日本労働組合総連合会岩手県連合会（連合岩手）から出された請願については、自由民主クラブ以外は紹介議員になっていますから、これは余り議論がないところだと思えますが、岩手県労働組合連合会（いわて労連）から提出されている請願項目は、具体的な項目が多いので、私はそこにかかわって、今の説明が極めて単純でしたので、お聞きをいたしますけれども、いわて労連の請願の中では、全国一律最低賃金制度の確立を求めています。国際的には、全国一律最低賃金制というのが主流だと思うのですが、わかりますか。

○工藤労働課長 諸外国の最低賃金制度についてであります。独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査というのがありまして、データブック国際労働比較2016版ですけれども、これによりますと、イギリス、ドイツ、フランスでは全国一律となっております。また、アメリカでは全国一律の連邦最低賃金と、一部の州で別途定めている州別最低賃金があるようですし、それからカナダでは州ごとに最低賃金が定められているものでございます。

○斉藤信委員 アメリカは、連邦制は一律で、恐らくそれを引き上げる形で州の最低賃金が決まっているのだと思います。

先ほどの説明でもあったように、日本では地域最低賃金になっているわけです。その結果、全国平均は823円、それに対して岩手は716円と、全国平均と比べても87%ということで大きな差があり、東京都と比べれば、100円以上違うと。いわば賃金格差の最大の原因になっているのです。私は、これは全国一律最低賃金制というのが全体の賃金格差を是正する上で大変大事になっているのではないかと、こういうふうに思います。あわせて、最低賃金については、連合岩手もいわて労連も、全国、最低800円にして、そして1,000円まで上げると、これは政労使合意で一度は確認されたものなのです。そういう点では、これは喫緊の課題だと思いますが、最大のネックは中小企業支援なのです。

中小企業がこういう形で最低賃金を上げるためには、思い切った中小企業支援策、さま

ざまな助成、とりわけEUなどでは社会保険料を軽減するとか、アメリカもかなり思い切った中小企業支援策をやって、この間かなりの最低賃金引き上げになっているのだけでも、最近は中小企業が大賛成しているのです。それによって賃金上がるので、消費が拡大すると。いわば業者を含めて最低賃金引き上げに賛成する。それだけの支援策を何千億円という規模でやっているの、私はアメリカやヨーロッパの動向などを見れば、最低賃金を引き上げることが消費を拡大し、景気を打開する、そういう一番大きな力になっていると。

日本の経済を見ますと、ヨーロッパなどでは、経済不況をいろいろ言われても、労働者の賃金というのはずっと上がっているのです、アメリカもそうです。大体20年のスパンでいったら1.8倍とか、アメリカも1.6倍から1.8倍ぐらいに上がっているのです。日本だけなのです、20年前と比べて下がっているのは。企業は利益を上げているのだけれども、それが労働者に還元されない。そういう意味で、労働者の賃金を上げる、その一番の土台である最低賃金を確実に上げていくことが必要だと思うけれども、中小企業支援策についてどう把握されていますか。

○工藤労働課長 まず、国の中小企業支援策につきましては、平成29年度の政府当初予算案では、最低賃金の引き上げ等の支援強化に200億円が計上されております。また、中小企業対策費全体では、当初予算で1,810億円が計上されております。そうした中に含まれておりますが、平成28年8月から中小企業において最低賃金を引き上げる場合の国の助成金、業務改善助成金が拡充されたところでございます。

○斉藤信委員 私は、実は各国の支援策を聞いたのです。今図らずも言ったけれども、日本の中小企業予算が1,800億円なのです。とんでもなく少ない。日本の労働者の全国的には7割、岩手県は9割を占める中小企業の予算がたった1,800億円、アメリカに対する思いやり予算より少ないのですよ。日本の中小企業対策の予算が1,800億円という話しをされたけれども、これ自体が異常なのです。アメリカなんかはそれを超えるような、最低賃金を上げるための助成をしている。各国で、最低賃金を上げるためのそういう助成額を把握しているかということ聞いたので、把握していたら示してください。

○工藤労働課長 諸外国の予算については、把握はしておりません。

○斉藤信委員 私がさっき言ったように、日本の場合には中小企業対策の予算が総額で1,800億円、これ自体が本当に極めて貧困だと、私はその打開が必要だと思うけれども、各国は日本の中小企業予算を超えるような最低賃金引き上げのための助成をしているということは指摘しておきたいと思います。

それとちょっと議論になるところだけお聞きしますが、いわて労連の請願項目の中には、中央最低審議会及び岩手地方最低審議会の労働者側委員というのは、特定の団体からではなく各労働団体からバランスよく選出するべきだと、こういう項目があります。この労働者委員については、中央労働委員会は是正されて、私が去年の12月の一般質問で取り上げたように、全国都道府県でも11都道府県が労働者委員の選任については是正しつつあると。

私は、最低賃金を議論する場でも、そういう労働者、労働組合の構成に応じたそういう公平な選任が必要だと思いますが、現状はどうなっていますか。

○工藤労働課長 岩手地方最低賃金審議会の委員につきましては、公示によって県内の労働組合、使用者団体からの推薦を求めて、その内容を総合的に判断し、公正に選任されていると伺っておりますが、現在は労働者代表委員5名全てが、いわゆる連合岩手系からと承知をしております。

○斉藤信委員 そういうのを公正とは余り言わないのね。労働組合、労働者の構成員に応じてというのが公正という話で、それは労働者委員の選任においてはさまざまな裁判で裁量権を逸脱するという判決が出ていますので、これは指摘だけにとどめておきます。

それと、最後に最低賃金違反を根絶するために労働基準監督官を大幅に増員すべきだと、こういう請願事項があります。この間、全国一斉で事業所調査をやったら4割以上が労働基準法に抵触する違反という実態が出ておりました。ただ、これは限定した調査なのです。だから、本格的にこれを調査しようと思ったら、そういう労働基準監督官を大幅に増員しないと対応できないというのが今の労働行政の問題だと思うし、労働局の実態をいえば、本来正職員をふやすべき労働局が恐らくかなりの規模で非正規職員が多いのです。だから、そういうところから本当に改革をしていく必要があるのではないかと思います。状況はわかりますか。

○工藤労働課長 岩手県内の労働基準の遵守状況について働き方改革、長時間労働等もあって、岩手労働局でも体制、監督を強化しているとお聞きしておりますし、県としましても毎年度国に対して監督体制を強化するという要望をしているところでございます。

○斉藤信委員 これで終わりますが、最低賃金の引き上げは、私は労働者にとってはもとより地域経済の活性化にとって本当に最も重要な基本的な課題だと。この間、徐々には引き上がってきていますけれども、最低800円、そして1,000円を目指すという、この政労使合意はいち早く実現させるべきだと、こういう立場で、二つの請願が出ていますけれども、ぜひ採択されるようお願いして私の質問を終わります。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第37号平成29年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「討論は」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

質疑、意見に戻ります。質疑、意見はありませんか。

○樋下正信委員 最低賃金制度についての請願でございますけれども、賃金が上がるのは、これはもちろん誰しもいいことだとは思いますが。ただ、先ほども説明があったわけでございますけれども、おのおのの県によってとか、その地域の労力とか、さまざまな環境などもあるかと思えます。

先ほど説明があったわけでございますけれども、本県においては岩手労働局長が最低賃金法に基づき、公益、労働者側、使用者側の委員各5名で構成される岩手地方最低賃金審査会に、それを諮問し、答申を得て決定しているというわけでもございますし、その辺も勘案しながら、各分野で景気がよくなっていくことはもちろんいいことなのですが、一方ではそういうふうな答申も得ているわけですので、その辺も重んじていくべきでもあると思えますので、そういったことから、私はこの請願に対しては反対といえますか、不採択ということで発言したいと思えます。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思えます。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第37号平成29年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第42号2017年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○斉藤信委員 項目別に採決してくれれば。

○高橋但馬委員長 本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で、請願項目の1の(1)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)のイは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のウは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のアは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のイは不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14第1項の規定により、委員長において請願に対する可否を決定いたします。

請願について、委員長は採択とすることに決定いたします。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のエを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(3)のエは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(4)を採択することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(4)は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

ただいま一部採択と決定した請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

なお、ただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目1の(3)、2、3の(1)、3の(2)、4は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

また、同じくただいまお手元に配付いたしました意見書のうち、岩手労働局長等宛て平成29年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の3は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

以上により、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第43号実効性ある残業上限規制とインターバル規制の実現を求める請願を議題といたします。



当局の参考説明を求めます。

○工藤労働課長 受理番号第43号実効性ある残業上限規制とインターバル規制の実現を求める請願について参考説明を申し上げます。お配りしております参考資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。

初めに、労働基準法等の改正についてであります。第189回通常国会に新たな労働時間制度や裁量労働制の対象拡大等を内容とする労働基準法等の改正法案が提出されましたが、現在継続審議となっております。この法案においては、長時間労働抑制策及び年次有給休暇取得促進策として、資料のⅠ(1)にあります中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金の見直しや、(3)にあります一定日数の年次有給休暇の確実な取得等について盛り込まれておりますほか、多様で柔軟な働き方の実現として、Ⅱ(1)のフレックスタイム制の見直し、(2)の企画業務型裁量労働制の見直し、(3)の特定高度専門業務・成果型労働制、いわゆる高度プロフェッショナル制度の創設等が盛り込まれております。

このうちⅡ(2)の企画業務型裁量労働制の見直しについてであります。裁量労働制とは、業務の遂行方法が労働者の裁量に委ねられる業務について、労働時間を実労働時間ではなく、みなし時間ということ認める制度であり、法案では対象業務に課題解決型提案営業と、裁量的にPDCAを回す業務を追加するとともに対象者の健康確保措置の充実、手続の簡素化等の見直しを行うこととされております。

また、Ⅱ(3)の高度プロフェッショナル制度の創設についてであります。現行の労働基準法では、労働時間の上限であります1日8時間、週40時間を超える場合には割増賃金等の支払いを義務づけているところですが、この新たな制度は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度で専門的な業務に従事する場合に、本人の同意等を要件として労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定の適用除外とするものであります。法案は、現在国会で継続審議中であり、県としましては審議の状況や政省令の制定等、国の動向を注視しているところでございます。

次に、時間外労働の上限規制についてであります。資料の4ページをごらんください。現在国において働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等について、有識者等による働き方改革実現会議において審議されており、その第7回会議において政府事務局案が示されたところでございます。

その内容としましては、まず時間外労働の上限規制について、罰則付きの時間外労働時間の限度を法律に具体的に規定することが示されております。

次に、資料5ページをごらんください。また、政府事務局案では、原則として36協定により週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を月45時間、かつ年360時間とすること。特例として、臨時的な特別の事情がある場合において、労使協定を結ぶ場合においても、上回るできない年間の時間外労働時間を年720時間、月平均60時間とすること。年720時間以内において、一時的に事務量が增加する場合について上回ることであり

ない上限を設けることなどが示されております。

次に、勤務間インターバル規制についてであります。資料の6ページをごらんください。勤務間インターバル規制は終業時刻から次の始業時刻までの間隔の最短時間を規制する制度でありまして、EU各国で導入されているものであります。EUにおいては、24時間ごとに最低でも連続11時間、7日ごとに最低でも連続35時間の休息時間の確保を求めています。国内では自動車運転者の労働時間について、勤務終了後、連続8時間以上の休息時間を与えることという基準が定められておりますほか、一部大手企業を中心に自発的に導入が図られております。

国においては、ニッポン一億総活躍プランにおいて、勤務間インターバルの自発的導入を促進するための企業支援が明記され、平成28年度第2次補正予算において、勤務間インターバル制度普及のための広報事業及び職場意識改善助成金の創設が行われたところでございます。県では、長時間労働の是正等に向け、いわて働き方改革推進運動を展開しておりますが、この中で勤務間インターバル規制等の導入についても促進しているところでございます。

以上で参考説明を終わります。

○高橋但馬委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 長時間労働、過労死の根絶の課題というのは、株式会社電通の高橋まつりさんの事件も含めて大きな社会問題というか、労働問題になっております。実は2015年の、いわゆる労災認定された過労死、それを理由にした自殺というのは189件なのです。189件というのは、2日に1回過労死しているということです。これは、あくまでも労災認定された数で、本当にこれは深刻な問題となっていて、日本の長時間労働の根本問題は何かというと、二つあって、一つは先ほど労働課長が説明したように、今の労働基準法では1日8時間、1週40時間を超えて労働させることを禁止しているのです。これが大原則なのです。しかし、36協定を結んでいる場合には、要は何時間でも残業ができると。特に大企業を中心に、その時間が80時間とか100時間になっているわけです。だから、もう過労死ラインを超えて働かされていて、私がさっき紹介したように世界には例のないような、過労死というのは日本語ですが、世界に通用する言葉ですよ。まさに、日本的な異常事態を示すことなのですけれども、そういう点で原則が原則ではなくなって、36協定でそういうふうには80時間も100時間も認めることになっていたということが大問題でした。

しかし、先日、日本労働組合総連合会（連合）と一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）に対し首相が裁定をしました。特例は100時間未満、とんでもないことですよ、これ。特例で過労死ラインを超えるような長時間労働を認めたら、これは長時間労働の規制に全然ならない。そこで、請願ではこう言っているわけです。月45時間、年360時間を上限にすべきだと。これは厚生労働省の大臣告示で、これを超えたら健康に被害があると、そういう医学的な根拠を含めて示した基準なのです。残念ながら、これは基準で法的拘束力がなかった。ですから、私は、厚生労働大臣が今まで基準として示した月45時間、年360時間と

いうのを法的上限にするのが一番の筋だと思います。

もう一つの長時間労働の大問題は、勤務時間インターバル規制がないということなのです。深夜勤務をやって翌日日勤する、準夜をやって翌日日勤すると、これが健康に大きな影響を与えていて、先ほど労働課長の説明では、EUでは最低11時間の勤務時間インターバル規制というのが常識になっていると。私は、これもまたきちんと明記しないと、バス事故もありましたけれども、運送会社だけではなく、全ての労働者にこういう勤務時間インターバル規制が必要な状況になっているのではないかと思います。

あと最後ですけれども、請願項目の1番目ですが、長時間労働の規制が問題になっているのに、高度プロフェッショナル労働、裁量労働制とかは、この対象にならないのです。1日8時間労働制というのは戦後の労働時間の原則ですが、これはもう何時間でも残業を行ってもいいし、残業手当も出ない。まさに時代に逆行するものですので、本当に労働法制での効果的な規制の強化が必要と、こういう観点でぜひこの請願を採択していただきたい。

○**名須川晋委員** 先ほど斉藤委員が若干触れられた国と経団連等との間で、いろいろと話がされたようですが、その中身についてもうちょっと詳しく教えてください。

○**工藤労働課長** 政府の第7回働き方改革実現会議において提示された事務局案では、先ほど話しましたように一時的に事務量が増加する場合の時間外労働時間の上限は示されなかったところがございますが、それにつきましては、先ほどごらんいただいている参考資料、ホームページで公表されている公表資料、そのほか報道による情報ですけれども、その後、連合と経団連との間で話し合いが行われて、首相裁定によって月100時間未満とすることで決着が図られ、本日の働き方改革実現会議において、正式に労使団体から回答がされるとされております。

○**高橋但馬委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** 項目別にやりますか。

○**高橋但馬委員長** 一回休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** では、再開いたします。

本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**高橋但馬委員長** 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。この際、執行部から中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表について御説明申し上げます。お手元に配付しております中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表についてという資料をごらんいただきたいと思っております。

今回の公表は、中小企業振興条例第13条に基づき、県が実施する中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表しようとするものであります。この条例に基づきまして平成28年3月に岩手県中小企業振興基本計画を策定しております。今回公表の対象となりますのは、この計画を策定する前の年度の平成27年度ということになりますけれども、できる限り計画の構成に沿った形で公表案の取りまとめをしております。

全体の構成としましては、資料が幾つかに分かれておりますけれども、平成27年度中小企業の振興に関する施策の実施状況と、これをまとめた概要版、またこれらのもととなった96事業の個別の実施状況となる平成27年度中小企業の振興に関する施策の実施状況一覧表の三つとしております。計画が定める推進施策ごとに指標の達成度を含め、実施内容を取りまとめたところです。

それでは、まず平成27年度中小企業の振興に関する施策の実施状況という資料の1ページ目をごらんください。こちらでは、最初のほうで今回の公表の根拠と公表の考え方を示しております。先ほども申しましたけれども、今回は基本計画の計画期間前である平成27年度の事業が公表対象となりますけれども、公表においては基本計画の推進する施策ごとに事業の実施状況などの取りまとめを行う旨、整理しております。そのまず公表の根拠等、考え方が1番の部分になります。

それから、資料のほうの2番ですけれども、岩手県中小企業振興基本計画の構成ということで、平成28年3月制定の際に当委員会でもいろいろ検討いただきましたけれども、その基本計画は、四つの章から構成されておまして、この基本計画では計画に基づく施策の実施を通じ、企業の目指す姿を次のとおり位置づけ、これらの達成度をはかるための指標、目指す姿の指標ということで設定していますといったような整理をしております。

下のほうになりますけれども、目標達成に向け10の施策項目を進めますということで、それぞれの達成度をはかるための施策項目ごとの指標を設定しております。めくっていただきますと、これが平成28年3月策定いたしました中小企業振興基本計画の構成を、概略という形ですけれども、1枚にまとめたものです。計画の基本的な考え方、それから中小企業・小規模企業者の現状、そして第3章で目指す姿及び推進する施策ということで10の施策項目に整理しております。そして、第4章が計画推進に向けてという形になっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。こちらでは、今回取りまとめた事業の事業数と決算額を一覧として示しております。平成27年度中小企業振興に関する施策と

しましては96事業を実施し、決算額といたしまして1,396億3,300万円余ということです。下の表のほうは、10の施策項目ごとに事業数と決算額を整理したものですけれども、事業数、決算額括弧書きになっておりますのは、一つの事業が複数の施策項目に該当するものがあるということで、事業数とすることで複数にまたがるところを入れ込んだ場合は数が14だったものが18になるというような形で事業数と決算額を整理しております。最終の計のところは、そういう重複は省いておりますので96事業。それから、事業費となっております。

4ページをお開きいただきたいと思います。一番最初に、達成度の算定方式を説明しております。4番で目指す姿指標の達成状況ということで、先ほど申し上げました計画全体の目指す姿を、達成度をはかるための指標ということで、計画の中で二つ設定しております。産業分野（農林水産業を除く）における就業者1人当たりの県内総生産、それから新卒者の県内就職率という二つの指標を目指す姿にしておりますけれども、これの目標値と達成度を記載しております。

計画自体は平成28年度からのものでありますので、平成27年度の目標値は、この計画としては参考値ということになるわけですが、目標値に対する到達度を示すため、公表案の取りまとめに当たりましては記載をしております。目指す姿指標のうち、産業分野における就業者1人当たりの県内総生産については、統計の関係上1年おくれということで、平成26年度の数値となりますけれども、県内総生産額の伸びに伴い、目標値を上回っております。一方、高卒者、大学等学卒者の県内就職率については、県外企業の採用活動が活発であったこと等によりいずれも目標値を下回ったところです。

それから、5ページ以降が施策項目ごとの主な取り組み事項と、指標ごとの成果、達成状況を示しているものです。達成度が低い項目については、主な理由を記載しております。具体的には、例えば7ページの真ん中あたりに卸売・小売業における就業者1人当たりの県内総生産ということで、これについては、おくれということで、理由をこういう形で記載しております。また、7ページ一番下の指標についてもDということで、おくれの理由を記載しております。

そして、A3の概要版ですが、これにつきましては施策項目ごとの取り組み状況と成果を抜粋して記載しております。

公表の時期につきましては、きょうの説明等を行い、最終的に取りまとめを行いまして、できるだけ速やかに県のホームページを通じて公表するというところで考えております。

以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 先ほど御説明いただきました施策の実施状況の中の4ページの目指す姿指標のところ、産業分野における就業者1人当たりの県内総生産ということで、平成26年度に設定した平成27年度の目標値が、これは735万5,000円で、実績値が平成30年度の目標値よりも既に高くなっているという結果がここで出ているのですけれども、この

目標を設定したときには、平成30年度までで757万円というような見込みで目標を設定していると思うのですが、これが平成27年度で達成したということは、それは何が要因で達成されたのかというような分析はされているのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 産業分野について、今お話があった指標につきましては、目標値を設定する段階で、その前の年5年前後のこの総生産の状況等を見て伸びがマイナスの年度もあったり、プラスの年度もあったりということで、できる限りの数値をとって1%ずつ伸ばしていきたいというようなことで設定しております。実際に見たところでは、産業分野の中では建設業と製造業の関係の伸びが特に大きかったということで、目標値を上回ったという状況になっております。

○ハクセル美穂子委員 この後のほうで出てくる卸売・小売業という部分が弱いということを私も感じていますが、それについて今後どういった振興策をやっていくのかというのは、研究とか分析とかしていらっしゃるのでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 卸売・小売業の1人当たりの総生産といいますか、まず卸売・小売りの県内総生産の状況については、震災後傾向としては増加傾向にあるのですが、この実績の出た年度については、消費税の増税があったということで、その前年度に駆け込み需要があり、その反動で平成26年度はそこまで伸びなかったということがあって、結果として達成がおくれたということになっています。

ですから、特に商業者関係の振興策については、市町村とも連携していろいろ実施はしているのですが、まずこういった状況を踏まえながら、平成29年度の事業をいろいろと取り組んでいくということで考えておりますが、やはり消費税の部分の影響、これは全国的な傾向なのではあるのですが、どうしても出ているというように承知しております。

○斉藤信委員 まず、せつかくこういう中小企業基本計画に基づく実施状況を、きょう報告されるというのであれば事前に出していただいて、中身をよく我々が読んだ上で質疑できないとね、今の説明だってえらい簡潔な話で全体像を説明していないのです。こういう形式だけやるということは今後改善していただきたい。事前にこういうのは前の日にでも出して、我々がよく見てから質疑ができるように当然のこととしてやっていただきたい。委員長、ひとつよろしくお願ひしたい。

それで、条例上は平成28年度からというのが正式の報告だけれども、平成27年度からこれを実施して公表すると、それは私は前向きなこととして評価をしたいと思うのですが、10の施策ごとに、それぞれの中身によって評価をされているのですが、これ目標設定で達成度の評価が変わるのですよね。だから、目標の設定が適切なのかというのが問われるのだと思います。

例えば私が一貫して取り上げている新卒者の県内就職率、これは目標の設定そのものが極めて低い。その低い目標に対してもおくれという評価になっているのだけれども、中小企業の方たちが今求めている人材確保という点からいって、例えば県内高卒者、これは目標値が66.5%ですが、平成27年度の実績が64.1%と。低い目標で評価してもおくれしている

ということも問題だけれども、66.5%を達成しても県内就職者数は減るのです。私はこんなのは目標にならないと思うのです、今人手不足で大変だというときにね。

それから、今度の12月議会で議論になった一つの特徴は、岩手県は社会減ゼロを平成32年度目指すと、こういったときにそれを裏づけるような施策が必要だということがみんなから議論になった問題だし、商工労働観光部関係でいけば、県内就職率を高めるということがその一つの裏づけのものになってくるだろうと。そういう点でいけば、せめて最低10%ぐらい引き上げるという、そういう目標を掲げなければ正確な評価はならないのではないかと。大学の卒業生の場合は、計画目標値が53%になっていて、実績が45%から出発しましたから、8%上げるということです。COC+で県内の大学は55%まで上げるという目標を自主的に決めています。それと比べても、県内高卒の就職率の目標は極めて低いということを指摘しておきたいと思います。

これは、政策地域部長が政策会議なども含めて、ぜひ議論したいという答弁ありましたから、教育委員会の審査でも私はこれを取り上げましたけれども、ぜひ検討いただきたい。

それとさまざまな指標で大事なのは実績なのです。例えば産業分野で就業者1人当たりの県内総生産、これは100%以上達成となっていますけれども、今復興事業で岩手県全体でも、例えば平成28年度だったら4,000億円です。岩手県だけでそういう規模、あとは各市町村も数百億円規模で復興事業をやっていますから、それが反映するので、ある意味これは上がっても当たり前。今の特殊事情のもとでの評価ということにしておかないと、復興事業がなくなったときがぐっと落ちるといふことになりかねないので、そこはよく見ていく必要があるのではないかと。

それから5ページの人材の確保のところ、セミナーの参加者とか工場見学への参加者、研修会への参加者。これは一つの指標だけれども、これによって人材確保に直接は結びつかないのです。だから、直接結びつく指標とそうでない指標というのを分けた評価が必要なのではないか。例えば6ページにいきますと企業訪問件数とありますね。これは就業支援員が訪問する件数ですよ。それで3,500件の目標に対して2,860件でおおむね達成という評価は甘いのではないかと、これは計算違いではないかと思うのだけれども。就業支援員が訪問するのも大事だけれども、学生、高校生がインターンシップか何かでどれだけ訪問したのかと、インターンシップをやったのかというような評価のほうが実際の就職に結びつく指標になるのではないかと。それで、インターンシップを継続して実施した全日制高校の割合が81.3%というのは、想像以上に高く実態がないのではないかと思うのだけれども。専門高校ならあり得るけれども、普通高校も含めてこれだけ本当に高いのか、81.3%というのは。中身があったらぜひ示していただきたい。

それから7ページのところでは、製造業の関係では復興事業が反映するのだと思いますけれども、卸・小売り業については、これは平成26年の出発点よりも下がっているという、ここに今の消費不況の実態があらわれているのではないかという感じがいたします。もの

づくり関連も、平成26年度実績を下回っていると。これも復興事業を除けば、今の岩手県の経済を反映する指標になっているのかと。余りたくさん言うとなれなので、復興事業が反映したところと、復興事業の中でもそこに直接かかわらないで、平成26年度を下回っているところ、ここはどういうふうに評価をされているのか示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 まず最初に御意見をいただいた指標、実績の部分、例えば訪問件数と実際に結びついたというようなどころのお話をいただきました。これにつきましては、実際に施策に取り組む上での目標といたしますか、実績ということもありますので、具体的にそういう企業訪問件数といったものを目標として掲げて、それを実施していくということで設定しております。最終的にそれが県内の就職にどの程度結びついているのかと、取り組み自体ある程度の時間がかかるといったものもありますけれども、そういった意味で、最初に冒頭申し上げた目指す姿指標、最終的にはここにつながるということで、そういう全体がわかるようにという、外部委員会のほうからもいろいろ御意見いただいたところでもあります。そういったことで目指す姿指標、代表的に全体を見れるという意味ではこの二つ、個々の取り組みと、それが反映されて全体にどうなるかというところ、今見れるものとすればこれだろうということで、こういう形での指標の整理をさせてもらっているところです。

インターンシップの関係につきましては、これはそれぞれ細かい数字を持っておりませんが、それぞれの担当部局のほうで取りまとめた数字をこちらのほうで整理したものですので、細かいところは後で御説明させていただきたいと思います。

それから、復興需要の関係かどうかということにつきましては、そこまでの内訳は、統計上なかなか整理できないものですから、何割がどのくらいというような影響までの分析はしかねているところです。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 7ページのものづくり関連分野の製造品出荷額の関係でありますけれども、この指標は輸送用機械、半導体製造装置、電子部品デバイス等のもので関連分野12業種の出荷額で公表されています。この中で、自動車関連であります輸送用機械器具製造業の出荷額が全体の37.9%と4割近く、非常に高いウエートを占めておまして、平成25年から平成26年にかけて出荷額が6,694億円から5,694億円、前年比でマイナス14.9%というふうに大きく減少しております。これが達成度がおくれになった主な要因と考えております。

この出荷額の減少の主な理由ですけれども、平成24年からトヨタ自動車東日本岩手工場におきまして人気車種のアクアの生産が始まりまして、この2年間は通常の生産能力の2倍近い生産台数で推移してきております。それが平成26年には需要が一巡して、ある意味、平年に近いところまで落ちてきているということが大きく影響しているものと考えております。

○斉藤信委員 報告書が出たので、我々もいろんなことが聞けるのでありますけれども、8ページのところで食料品製造出荷額、これは平成26年の実績を超えて、達成度100%とい



うことで、これも復興にかかわってくるのではないかというふうに、いわば落ち込んだところから、さらに今回復基調にあるという反映なのかというふうに思いますが、この実績値、目標値を超えた背景、特徴というのを示していただきたい。

一方で、その下の指標は、地場産業の新商品開発支援件数というので、これは目標値が20件で、20件目標達成と。ここを私はかなりもっと頑張ってもらいたいと思うのです。水産加工の方々に聞いても、新商品開発で新たに販路を拡大して、そして震災前の売り上げを超えたと。そういう意味でいくと、本当に人手不足と原材料高で、水産加工は大変深刻な事態になっているのですが、共通しているのが新商品を開発して自前のブランドを持ちたいと、そして失われた販路を新たに回復したいということが大変切実な要望でありました。ただ、新商品開発のための人材というか、技術力というのがすべての業者があるわけではないので、私がこの間田老町漁業協同組合に行ったときに組合長からも言われたのだけれども、そういう新商品開発支援についてはもっと積極的な目標を持って、業者の期待に応える取り組みをしていただきたいと。この20件という中身についてもあわせて示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 まず、食品製造業の関係ですけれども、沿岸部の水産加工業が戻ってきているということが1点と、それと本県の特徴としてプロイラー関係の食品製造といいますか、その部分が伸びていることで全体を押し上げているという状況にあります。

○高橋地域産業課長 もう一点の地場産業のほうの商品開発支援件数でございますが、こちらのほうの指標につきましては、累計値ということになっております。平成27年度の目標値につきましては、平成26年度実績17件に対して、3件プラスになったという実績でございます。こちらの内訳でございますけれども、各事業者がいろいろな商品開発をされておりまして、こちらのほうで比較できる指標といたしますと、いわて希望ファンドとかを活用して商品開発を行った企業の件数ということになっております。内容的には南部鉄器とか、あと漆関係のそういった製品開発ということで、3件でございます。

○押切産業経済交流課総括課長 水産加工業の新商品開発支援のお話でございますが、水産加工業製造出荷額自体は震災後伸びておりまして、例えば平成24年の435億円に対して、平成26年が621億円と加工業自体の生産、製造出荷額は伸びています。ただ一方で、加工品の粗付加価値額というのは、なかなかそれに追いついて伸びていかない。例えば平成24年の115億円に対して、平成26年は154億円ということで、製造品出荷額自体は伸びているのですけれども、なかなか粗利がとれない。その原因として、材料が高くなっているとか、新たな商品の開発が追いついてないことを挙げている部分がありますので、いずれ田老町漁業協同組合を初め水産加工業の新商品開発につきましては、産業創造アドバイザー等の派遣により一生懸命支援しているところでございます。

○斉藤信委員 全体像を細かく聞いても時間もあれなので、16ページのところの施策項目8の小規模企業者への支援。中小企業は圧倒的に小規模企業者が多いのです。これについて

では説明も含めて、この計画における実績値、特徴を示していただけますか。

○高橋経営支援課総括課長 16ページの内容について、小規模事業者ということになっているのですが、資料の3ページとあわせてご覧ください。(8)、小規模企業者への支援で入っていますけれども、これは整理するときに中小企業者のほとんどが小規模企業者ということで、実は1から10の施策のほとんどが小規模企業者にもかかわる事業ということなのです。特に小規模企業者ということで絞った事業ということで整理しております、(8)だけが小規模企業者向けということではありません。特に小規模企業者を想定している事業ということで、整理をしております。

具体的には、16ページに戻っていただきまして、ここで挙げておりますけれども、商工会、商工会議所等が行う経営改善普及事業ですとか、そういう商工団体が行う巡回指導、こういうのはまさしく小規模企業者に対する伴走型支援を行っているということで、各地の商工団体がそれぞれの商工業者に密着して、指導を行っていくという基本的な部分になります。これによって、さまざまな支援施策、例えば小規模事業者持続化補助金ですとか、あるいは制度融資ですとか、そういった次の具体的な取り組みに対する入り口といいますか、相談の対応をしていくということになりますので、県としてもまずこれがベースにあって、それぞれの施策につながっていくものと考えております。

これにつきましては目標値が平成27年は1万3,700件上回るということに対して、実績としては1万847件、ややおくれということになっておりまして、これについてはこ入れが必要だと考えておりますけれども、この数字自体は、一つの事業者に何度回っても1件と数えた実数ということですので、沿岸部の一部の団体では震災復興支援の関係で、同じ事業者ですとかグループに何度も伴走型ということで支援しているといったところもあって、全体数としてはなかなか伸びていないという商工団体もありましたが、いずれ基本の部分というふうに考えておりますので、これについては引き続き重要と考えております。

現在、平成29年度の予算を御審議いただいておりますけれども、こういった事業のほかに台風第10号に対する商工会の支援等の部分でも予算化を図るなどしてこういった取り組みを重視しているというところです。

○斉藤信委員 最後のテーマにしますけれども、復興にかかわって仮設店舗の現状、本設展開した事業者数、今後の新たな商店街形成の状況などを示していただきたい。新聞報道だと商店街の相次ぐ解散ということで、本県沿岸11団体減少という報道もありましたが、仮設店舗の現状、本設展開、そして商店街の形成の見通しについて示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 まず、仮設施設の現状ですけれども、平成28年12月末の状況を市町村のほうに聞き取りをしたところ、仮設施設については、独立行政法人中小企業基盤整備機構、いわゆる国の機関が整備したものと、一部市町村が整備したのものもありますけれども、合わせて323カ所あります。入居者、事業者としては1,503事業者なのですが、そのうち商業者は544事業者です。残りの施設は1次産業の方が作業場で使ったりとかということもあります。それから、仮設施設から本設に移行した方というのは143事業

者というふう聞いております。

沿岸部の商店街が減っているのではないかというなお話がありましたけれども、県では平成27年度に商店街実態調査というものを実施しておりまして、そこで通常の商店街と仮設の商店街と、あわせて調査をしております。確かに解散しているところもあるのですが、商店街組織には協同組合方式で正式に法人格をとって運営しているところと、任意の団体で、親睦とか美化活動をやっているところもあるので、なかなか正確に捉えにくいところもあるのですが、震災以降、法人格を持った商店街は、沿岸部では九つ解散しております。一方で、震災以降、四つの商店街が法人格を持って設立されております。仮設店舗の商業者がまとまって施設管理とかイベントをやるということで、中にはまとまって本設移行ということで、大船渡市の三陸サイコー商店会とか四つの商店街組合が設立されています。

それから、組合組織にはなっていないけれどもグループ補助金のために共同事業をやっているということもあって、あるいは地域全体でイベントをやって新たな組織づくりを考えているといったところもありますので、今のところはまだ何とも言えないのですけれども、新しい動きも出てきているものと捉えております。

本設置移行の見込みにつきましては、特にかさ上げをしている沿岸南部のほうで、昨年11月に山田町で共同店舗がオープンしましたし、周りに戸建ての店も今グループ補助金等を使って整備中です。それから大船渡市、陸前高田市でも春に共同店舗がオープンし、周りの戸建ての人たちの部分もグループ補助金に取り組んでいるということですので、平成29年度は、いよいよそういうところでも本格化してくるものと見ています。

○**齊藤信委員** これから沿岸被災地で新たな商店街形成が、やっとならば本当に始まるというんですか、まだまだ住宅が再建されない中で、中心市街地を再生するという、これは商業者任せにしないで、専門家の支援も含めたかなり総合的、集中的な継続支援が必要だと提起をしましたが、この点はどういうふう考えているのか。

それと台風第10号関係での10億9,500万円の地域なりわい再生緊急対策交付金、これは大変歓迎をされて私は大ヒットだと思うのだけれども、本会議の中では、実際に申請している件数が久慈市で100件、岩泉町ではまだほんのわずかで、歓迎されている割には、6カ月半ぐらい経過して、大体9割ぐらいは被災した事業者は再建しているというのです。だから、再建しているのだけれども、この交付金が申請されていないのは何なのかと、これについて今後の対応策含めて示してください。

○**高橋経営支援課総括課長** まず1点目、新たなまちづくりに対するかかわりということですが、委員からお話もあったとおり、全く新しいところにまちができるということがあります。まちづくりは商業施設だけでなく、住居ですとか周り一帯の開発ということになりますので、市町村のほうでまちなか再生計画等をつくって、計画的に商業施設、住居部分あるいは公共施設等を配置して、できるだけ皆さんが使いやすいようにという計画をされていますので、そういった中で、商業者の皆さんも計画を踏まえて施設計画をし

ております。県としてもそういう市町村の計画に基づく事業だということで取り組んでいきますし、特に共同店舗などにつきましては新しい運営の仕方が必要ということで、市や地元の商工会も入っての研修会ですとか、進捗状況について検討会なども実施しております。そういう意味では、それこそ共同店舗の運営に専門家を呼んで勉強会等もしておりますので、一体的になって引き続きの支援を行っていきたいと考えております。

それから、地域なりわい再生緊急対策交付金ですけれども、確かにお話あったとおり、2月末で交付決定件数は138件となっております。我々のほうでも地元の3市町のほうにお話を伺っているのですけれども、相談自体はもっと来ているということです。制度上、8月30日以降に修理、購入したものを対象にする、いわゆる遡及適用ができるということにしておりまして、事業者によっては、機械は直ったけれども建物はまだ修繕中とか、あるいは逆だとか、水に浸かったのか、このまま使えるのか、ちょっと調子が悪いのかメーカーに見てもらいながら調整しているといったようなところで、まだ最終的な事業費が確定していないという事業者も多いと伺っております。できるだけ手続を1回に済ませたいというようなことで、概算額での交付決定ではなくて、額が確定してから手続したいということで時間がかかっている部分もあると伺っておりますので、これからまだ出てくる部分があるのだろうと捉えております。

○千葉進委員 短時間で済ませたいのですが、私とにかくこの中身がわからないのです。

この厚めの説明書の実施状況の3ページに10の施策があるわけですけれども、その10施策の概要版がこの資料だと思っていいわけですね。

そして、3ページにあるように96事業ということで、そうしたとき、私は見方がわからないと言ったのは、例えば最初に5ページ、施策項目ごとの指標の達成状況ということで、施策項目1のそれぞれにある部分ですけれども、推進した施策が丸四つあって、その後主な取り組み状況で黒四角があって、計画における指標（参考）とあって、マネジメント人材育成に関する研修会・セミナー参加者数という形であるわけですが、これはこの項目だけで終わりではなく、下にもあるように幾つかあるのだろうと思うのです。こういうのは幾つあるのですか。

施策項目の1には、計画における指標とあるのが少なくとも5ページだと三つですし、次のページにあって二つで、全部で五つですけれども、この五つで終わりなのか。この文章の中のそれぞれ数字であらわせるようなものを、ピックアップしているのだと思うのです。これだけで終わりなのか、それともまだたくさんあるのだということなのか、そこを確認させてもらいたいです。

○高橋経営支援課総括課長 御質問のあった点、5ページに指標と三つありますけれども、こういったものが全体として全部で45、ここに入っております。この施策項目1に関しての指標としては、5ページから6ページまでの五つということになります。これ以外にはありません。10個の施策に対する指標として、これが出てくるということで抜粋というものではありません。

○**千葉進委員** そうすれば20ページまでのところ四十幾つあると、これだけですか。だから、これだけの中身だから詳しいものがまだたくさん並んでいるのだというふうに私は思いながら、いつ出されるのかなと思っていたのですけれども、これで終わりということ。

そうしたとき、4ページに戻ってもらって、4の目指す姿指標の達成状況で、一つ目に産業分野、二つ目に新卒者の県内就職率というのがあるけれども、これは中小企業の振興に関する、中小企業に就職した生徒たちだけのパーセンテージなのですか、それとも公務員、そういったような形も入っているのですか。

○**高橋雇用対策・労働室長** 今お尋ねのありました新卒者の県内就職率ですけれども、この計画は中小企業振興計画としてのものではありませんが、県のアクションプランの数字と歩調を合わせるということで、そちらの数字を使っております。これは統計上のお話になりますけれども、労働局の発表に基づいて実績をはかる、物差しにするとということでごさいます。これはハローワークの職業紹介を受けた者という位置づけです。ですから、公務員等は入っていないと認識しております。

○**千葉進委員** ということだと、ちょっと違うのではないのかなと。中小企業のところにこれが入る必要があるのかという疑問があるのですけれども、特に新卒者ということでは、高校に関してはこのパーセンテージを達成するのはかなり厳しいです。地域によって、学校によっても違いますし、特に就労関係で言うと金融関係に就職したい生徒たちがいるわけですけれども、短大卒、大卒がもう来ますから、県内のそこに入れられないということで、親と相談した結果、やむを得ず県外に行くというような、そういうさまざまな形の中でやっているわけですので、中小企業の中にこれを入れる必要があるのかと、非常に私は疑問を覚えながら見ていたのです。とにかく学校現場では、これを達成するということは厳しいです。その部分をわかってちょっと考えていただきたいと思います。

○**高橋経営支援課総括課長** まず最初に、ここに入れることの意味ということ、考え方ののですが、本県では中小企業は県内企業全体の99%という状況で、常用雇用者数でも約85%が中小企業で働いているということで、きっちり色分けできればまた別かもしれませんが、全体の状態を見るという意味ではこの部分が非常に大きい。要は、県内での就職の方がふえるということは中小企業で働く方にもつながるということですし、雇用全体が大きくなるということで、この指標を採用しております。

それから、先ほど斉藤委員からお話があったインターンシップの81.3%なのですけれども、これは普通高校も入っているということで、取り組んでいる学校数ということですので、参加人数にもよりけりですけれども、実施している学校の割合ということで算出しているということです。

○**千葉伝委員** 斉藤委員からも話がありましたが、私も同じ感じがしました。いきなりきょう渡されて、これに対して御意見を、こういう話はちょっと私は乱暴ではないかと。岩手県の中小企業といたら9割方頑張っていると、こういう中で、今岩手県の中小企業に対する支援策、それから進め方をこういう格好で進めている、こういう中身を示すとい

うことであれば、私ら議員はもっと勉強しておかなければいけないこともいっぱいあるかもしれませんが、もう少し早目に示してもいいのではないかという苦言です。これが一つです。

いずれこの計画は、平成27年度を基本にして平成30年度までの3カ年計画ですね。それぞれの指標を設定して、それに向けて現状はどこまでいったかと、こういう話の中でちょっと気になったのは、施策項目が10ありますよ。その中の2番目の項目で、新たな商品等の開発、販売先開拓による事業規模の拡大支援、こういうことの施策があるわけで、その中身については、実施状況の6ページ、施策項目2の部分で、こういうふうな新たな商品とか、事業とか、そういうようなものをどんどん支援していきますと、こういう計画なのですけれども、これからの中小企業が生き延びていくためには、いろいろな新しい分野に積極的に取り組んで、それを支援していく。これはもちろん商工分野の中小企業に対して大変大事なことだと思っております。日ごろからそういった分野も含め、あるいはさまざま沿岸だけではなくて内陸も含めた中小企業が頑張っている、これは私は評価したいと思っております。

しかし、この3年計画というのがちょっと気になります。この後に、しからば平成30年度になったら、その先はどうするのと、このあたりがちょっと気になるのですが、新たにまた計画をつくる予定があるのですか。

○高橋経営支援課総括課長 お話あったとおり、まず3年ですけれども、計画は、その後また見直ししてつくって進めていくということにしております。

○千葉伝委員 だったら3年計画ではなくて、もう少し5年計画とか、そういったあたりをちょっと出してもいいのではないかと思います。いずれこの先はちゃんと実績を踏まえながら、また新たな計画に見直していくと、こういうことですね。

その中で9ページですが、平成26年度から平成27年度の実績に対して、平成29年度、平成30年度の計画目標値をセットしているのですが、ほかのほうは実績に対して計画目標値がほとんど高めの計画ということになっているのですが、ここの分は実績に対して計画目標値が下がっているわけです。シーズ育成件数が57件の実績、そして平成27年度の目標値がまたさらに41件ということで、平成30年度の計画が44件と、こう下がっている。同様に、研究機関への応募件数も平成30年度は下がるということではありますが、現状に対して数字が下がっている理由について伺います。

○高橋経営支援課総括課長 担当に聞いたところでは、震災後に、復興のため国とか研究機関との特別のプロジェクトということで採択になったものが一時的に多いと。それで、震災前の状況と比べると、このところは飛び出ているというような捉え方をしていて、平時というか、そういう採択件数がふえる前のところも踏まえて、こういう目標設定をしたということになっております。そういったところも踏まえて、今後3年間の計画でやるわけですけれども、それは県の総合計画等と一体のものということで計画期間を設定しておりますので、必ず計画が3年でなければならないということでもありませんので、次期の

計画は、そういった御意見も踏まえて考えていきたいと思います。

○千葉伝委員 地元産業をどんどん売り込む、あるいは新しい商品の開発等々ということでのこの研究分野というのは私はすごく大事なことだと思っています。いかに売り込むかということからすれば、商工労働観光部だけの話ではなくて、ほかの大学、あるいは試験研究機関等と連携してやっていきますと、こういうことで岩手県工業技術センターがあり、あるいは農商工連携ということからすれば岩手県農業研究センターとか、そういうところの食産業をやっている人たちが新しいものをつくっていくことで、そういったことを企業としてやるところにもっと、こういうものに出して上げますとか、手を差し伸べて頑張っていたらと、こういうことがより必要だと思いますし、大事なことだと思うわけであります。

商工労働観光部だけではなくて、農林水産部、それから政策地域部、そういうところとの連携をするということなのですが、事業として、向こうの事業に乗って、商工労働観光部のほうから事業費を出しているのと、こういうことなのか、逆に商工労働観光部のほうが主で、こういうことでやりたいからほかの部の事業としてやっているところにぜひやってくださいというふうなお願いとか、そういうような形で進めているのか、ちょっとそこについて伺います。

○高橋経営支援課総括課長 実際やっている部分では、まず各部局で実施した事業というのはもちろんあるのですけれども、担当者の連絡会議等で、外部委員会からこういった声が出ていますといったようなお話をつないでおりますので、そういう施策を考えてほしいといったようなこともやっております。ただ、今回は最初の事業で、計画をつくって動き出すというところでは、なかなか系統的にできてない部分もありますので、そういったところは、これからさらに取り組んでいくことが必要だと感じております。

○千葉伝委員 言いたいのは、部門、部門でそこだけでというふうなやり方ではなくて、全体的な県としての中小企業の振興、あるいは例えば農業の中でも、そこに中小企業との連携をやれば1プラス1が2ではなくて3になるようなことにも結びついていくだろうと思っています。この計画を途中、途中でチェックをした上で、次に向けたやり方につなげるのが非常に大事なものだということで、きょうは示されたのですけれども、県民なりそういったやっている人たちにもっともっとPRを含めて頑張っていたらと思います。これ以上細かい話はしませんけれども、そういったことで中小企業に対する振興を頑張っていたらと思います。最後に部長から一言お願いします。

○菊池商工労働観光部長 御指摘のありました指標関係などいろいろ争点、議論になるのですが、これはもともと総合計画に位置づけている資料を使って、中小企業政策振興に当たって、どこにアジャストするかということで使い分けてきたものです。

ですから、例えば新卒者の就職は本当に大変な部分でもあるのですが、中小企業だけという指標はなかなかとれないものですから、そういった形で、今ある指標の中でなおかつ継続性がある、評価しやすい指標を政策サイドでもいろいろ考えて設定したものを使って

います。

そういったことで、ジャストフィットではないかもしれないですけども、政策展開の中で照らし合わせる物差しとして使わせていただいているので、御理解いただきたいと思えますし、また復興の中で特異となる時期があり、いつものベースではない、先ほどお話のあった研究開発などは、復興に向けて力をいただいて急激に伸びたところもあります。いろいろな事業でも急激に成果が出る部分が、特需の関係とかいろいろあるのですが、それらをできるだけ平年化した上で、指標を見て頑張っていこうということにしていますし、また商品開発についても、これはもう御案内のとおりで、お店等を見ていただければ、岩手県の産品がいっぱい出ているのですが、その中で物差しが当てられる、ファンドで支援する事業は何件かというようなことで指標化しているものですから、世の中の実態も見ながら、なおかつ指標として使う物差しも見ながらということで、施策の評価を考えていただければと、お願いしたいところでございます。

そして、部局間連携で産業再生、沿岸復興もそうですし、次の時代を岩手がつくっていくためには、まさに御指摘のとおり、部局間連携でさまざまな戦略的な取り組みも、試みもやっていかなければならないということで、毎年そこら辺は部局間連携の希望郷枠という予算もみんなで相談して共同してつくっていくという作業もしていますし、農商工連携、あるいは産学官連携でさまざまな取り組みを進めております。今後もそういったものを頑張っていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長、なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

3月末をもって多数の異動される方がおられるということであります。長い間大変ありがとうございました。

皆さんを代表して、新屋副部長に一言お願いしたいと思います。

○新屋副部長兼商工企画室長 1年間商工文教委員会の委員の先生方には大変お世話になりました。この1年間、部長を初め部内職員一同で商工観光行政を推進できたのは皆様のお陰だと思っています。引き続きよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

○高橋但馬委員長 次の部署での御活躍を心より願っております。ありがとうございました。

商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会等の運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思えます。調査項目については、県立図書館の運営状況等についてといたしたいと思えますが、これに



御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 私の希望として、宮城県の南三陸町、女川町は岩手県と同じような大きな被害を受けて、新しい商店街を形成しているので、ここを視察先の対象の一つとして検討していただきたい。

○高橋但馬委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、日程等を調整いたしたいと思えます。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。